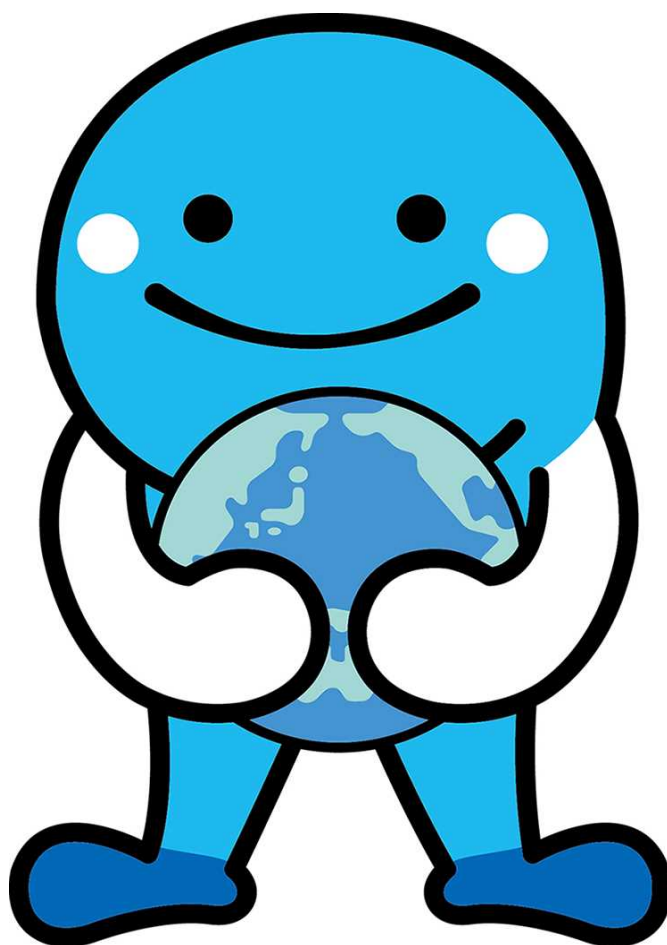


政治資金収支報告書の作成について



報告年	令和5年分（令和5年1月1日～12月31日までの収支の状況） ※解散の場合は令和5年1月1日～解散日までの収支の状況 （解散分の収支報告書及び解散届の提出が必要です）
提出期限	令和6年4月1日(月)（国会議員関係政治団体は令和6年5月31日(金)） ※解散については、解散日から30日（国会議員関係政治団体は60日）以内
提出先	高知県選挙管理委員会 〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
提出方法	①郵送 ②高知県選管へ持参 ③オンライン提出（①～③のいずれか1つ） ※③のオンライン提出の場合、あらかじめログイン用のID及びパスワードを 取得する必要があります。
受付時間	平日午前8時30分から午後5時15分（※12時から13時を除きます）
○訂正をお願いすることが多い事項等を、1～2ページに記載しています。 記入前に、必ず確認してください。	

【収支報告書の作成の流れ】

政治団体の会計責任者

高知県選挙管理委員会

<12月>

収支報告書様式と通知文書を県選管から受け取る。

※収支報告書様式は送付を希望された団体にもみ送付します。
※手引き「政治資金収支報告書の作成について」は
県選管HPでご確認ください。

通知文書等を
「主たる事務所の所在地」
へ送付。



12月31日（又は解散日）時点で、
会計帳簿（収入簿、支出簿、運用簿）を締め切る。



<1月～3月>

収支報告書を作成する。

■手引き「政治資金収支報告書の作成について」

- ① 表紙と1～6ページを読む。
- ② 7～8ページで必要書類を確認して、
収支報告書様式から取り出す。
- ③ 9～30ページを参考にして、
収支報告書様式に記載する。
(分からないところがあれば、
35～45ページを参照する。)
- ④ 46ページを読んで、該当する場合は、
「寄附金（控除）のための書類」を作成する。

■再度、「作成上の注意事項」（1ページ）を
読み、作成した収支報告書を確認する。

電話での問い合わせ
はお早めに！



3月 未提出団体や補正中
の団体に提出を促す
通知をします。



県選管へ提出する。

- ・直接持参する（会計責任者の印鑑も持参）。
- ・郵送する（連絡先等を封筒等に記入する）。

(仮)受付をする。

・訂正がなければ、
受付完了。

・訂正があれば、
補正を依頼します。



お疲れ様でした！*



指摘された箇所を確認して、訂正する。

目 次

	ページ
作成上の注意事項 -----	1
Q & A -----	3
用語の説明 -----	5
必要書類一覧 -----	7
個別様式等	
（その1）収支報告書表紙-----	9
（その2）収支の状況・総括表・個人の負担する党費又は会費・寄附 -----	10
（その3）機関紙誌の発行その他の事業による収入-----	11
（その4）借入金-----	12
（その5）本部又は支部から供与された交付金に係る収入 -----	13
（その6）その他の収入 -----	14
（その7）寄附の内訳 -----	15
（その8）寄附のうち寄附のあっせんによるものの内訳 -----	16
（その9）政党匿名寄附の内訳 -----	17
（その10）機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち 特定パーティーの対価に係る収入の内訳 -----	18
（その11）政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳 -----	19
（その12）政治資金パーティーの対価に係る収入のうち 対価の支払のあっせんによるものの内訳-----	20
（その13）支出項目別金額の内訳 -----	21
（その14）経常経費（人件費を除く。）の内訳 -----	22
（その15）政治活動費の内訳 -----	23
（その16）本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳---	24
（その17）資産等の総括表 -----	25
（その18）資産等の項目別内訳-----	26
（その19）不動産の利用の現況-----	27
（その20）宣誓書 -----	28
領収書等を徴し難かった支出の明細書-----	29
振込明細書に係る支出目的書-----	30
寄附の制限の概要 -----	31
選挙運動費用収支報告書との相違について -----	33
収支報告書記載要領 -----	35
寄附金（税額）控除のための書類について -----	46

以下の点に注意してください

- ・提出を怠った場合等、罰則の規定があります。
また、2年続けて収支報告書を期限までに提出しない場合、設立届を出していないとみなされ、収支を伴う活動ができなくなります。
- ・「必要書類一覧」（7ページ）を参考に、該当する用紙だけ使用します。
記入した用紙のみ、提出してください。
- ・収支報告書の訂正は、修正液等を使用せず、二重線を引いた上に、会計責任者の印鑑を押印してください。
（印鑑は、報告書内で同一のものを使用してください。）
- ・解散時以外の収支報告書について、（その20）宣誓書の年月日欄は
令和6年1月1日以降の日付で記入してください。
- ・政治団体名、事務所の所在地、代表者名、会計責任者名、資金管理団体の指定の有無など、県選管へ届け出ている内容に変更がある場合は、「届出事項の異動届」等の提出（持参）が必要です。
- ・直接、県選管にお持ちになる場合は、修正が必要なときのため、報告書で使
用した会計責任者の印鑑をあわせて持参してください。
また、届出事項の異動届又は解散届をあわせて提出する場合は、代表者の印
鑑も持参してください。
- ・郵送される場合は、訂正が必要なときのため、封筒の裏面やふせん等に返送
先及び連絡先を記載してください。記載がない場合は、主たる事務所の所在
地に返送します。
また、受付後の写しが必要な場合は必要な分の切手を貼った返送用封筒を
同封してください。

提出前に確認してください!!
(訂正をお願いすることが多い事項です。収支報告書提出前に必ず確認してください。)

様式	確認事項	チェック欄																																		
その1 必須	政治団体の名称にはふりがなをふっていますか。	<input type="checkbox"/>																																		
	政治団体の名称は正しく記入できていますか。 ※政治団体の名称は、設立届で申請した名称を記入してください。	<input type="checkbox"/>																																		
	様式右上の「令和 年分」には、該当する年を記入しましたか。	<input type="checkbox"/>																																		
	右の欄の「政治団体の区分」の該当する口印にレ点を記入しましたか。 (政党の支部以外の政治団体は、ほとんどが「その他の政治団体」になります。)	<input type="checkbox"/>																																		
	右の欄の「活動区域の区分」の該当する口印にレ点を記入しましたか。 (高知県内のみで活動する団体は、「同一の都道府県内の区域内」になります。)	<input type="checkbox"/>																																		
	右の欄の「資金管理団体の指定の有無」の該当する口印にレ点を記入しましたか。 ※有無は、12月31日時点で判断してください。 ○[有]の場合は、必ず候補者等の公職の種類を記入してください。 記入要領は、9ページの例を参考にしてください。 ○[無]の場合は、レ点のみで他には何も記入しないでください。	<input type="checkbox"/>																																		
	右の欄の「国会議員関係政治団体の区分」の該当する口印にレ点を記入しましたか。 ただし、国会議員関係政治団体に関する特例を受けていない場合は、記入不要です。	<input type="checkbox"/>																																		
その2 必須	「前年からの繰越額」も含め、収支が全くない場合は、「1 収支の総括表」のすべての欄に「0(ゼロ)」の記入が必要ですが、記入しましたか。	<input type="checkbox"/>																																		
	寄附収入がある場合には、「2 収入項目別金額の内訳」の「(2) 寄附」の中の「小計((ア)+(イ)+(ウ))」も省略せずに記入しましたか。	<input type="checkbox"/>																																		
その7	寄附者の区分欄の1、2、3のいずれかに○をつきましたか。	<input type="checkbox"/>																																		
	寄附の内訳は、寄附年月日順に寄附者ごとに記載されていますか。 ※ただし、同一の寄附者から2回以上寄附がある場合には、名寄せを行ったうえで、寄附年月日順に表示をして、必ず計を記載してください。	<input type="checkbox"/>																																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>寄附者の氏名(名称)</th> <th>金額</th> <th>年月日</th> <th>住所(所在地)</th> <th>職業</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高知 一朗</td> <td>120,000</td> <td>R5.4.4</td> <td>南国市〇〇56</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>南国 よし子</td> <td>100,000</td> <td>R5.4.5</td> <td>高知市123</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">← 同一の寄附者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南国 よし子</td> <td>100,000</td> <td>R5.8.8</td> <td>高知市123</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(計)</td> <td>200,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>⇒同一寄附者の寄附には必ず計を記載。</td> </tr> <tr> <td>黒潮 龍馬</td> <td>500,000</td> <td>R5.4.6</td> <td>岡山県岡山市〇〇</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	寄附者の氏名(名称)	金額	年月日	住所(所在地)	職業	備考	高知 一朗	120,000	R5.4.4	南国市〇〇56			南国 よし子	100,000	R5.4.5	高知市123	← 同一の寄附者		南国 よし子	100,000	R5.8.8	高知市123		(計)	200,000				⇒同一寄附者の寄附には必ず計を記載。	黒潮 龍馬	500,000	R5.4.6	岡山県岡山市〇〇		
寄附者の氏名(名称)	金額	年月日	住所(所在地)	職業	備考																															
高知 一朗	120,000	R5.4.4	南国市〇〇56																																	
南国 よし子	100,000	R5.4.5	高知市123	← 同一の寄附者																																
南国 よし子	100,000	R5.8.8	高知市123																																	
(計)	200,000				⇒同一寄附者の寄附には必ず計を記載。																															
黒潮 龍馬	500,000	R5.4.6	岡山県岡山市〇〇																																	
寄附者の住所が、高知県以外の都道府県の場合、都道府県名から記入していますか。 【例】 ○高知県の場合：高知県高知市〇〇町 または 高知市〇〇町 どちらでも可 ○高知県以外の都道府県の場合：岡山県岡山市〇〇 都道府県名からの記入が必要	<input type="checkbox"/>																																			
その15	その13の「2 政治活動費」の項目に該当する支出がある場合、その15の作成が必要ですが、作成していますか。また、1件が5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出については、領収書の写しを添付していますか。	<input type="checkbox"/>																																		
	項目別区分には、その13の項目名を記入していますか。 【例】 ・例1：項目別区分 宣伝事業費 (パンフレット作成費) ・例2：項目別区分 寄附・交付金 (寄付金)	<input type="checkbox"/>																																		
その17 必須	「無」か「有」のどちらかの口印にレ点を記入しましたか。 ※政治団体が有する資産等についての報告です。個人の資産ではありません。 前年報告した資産の有無を確認し、記載漏れがないように注意してください。	<input type="checkbox"/>																																		
その20 必須	収支報告書の作成年月日を記入しましたか。 ※作成年月日は、令和6年1月1日以降の日付になります。	<input type="checkbox"/>																																		
	会計責任者の氏名は記入しましたか。 ※会計責任者の氏名が本人の自署でない場合は、会計責任者の押印が必要です。	<input type="checkbox"/>																																		
	代表者の氏名を記入していませんか。 ※代表者の氏名は、解散時の収支報告書を除き、記入しないでください。 代表者の氏名も会計責任者の氏名と同様に、本人の自署でない場合は、代表者の押印が必要です。	<input type="checkbox"/>																																		

Q & A

Q 1. うちの政治団体は、収入も支出もないから提出しなくてもいいのでは？

A 1. 資産等もなく、収入・支出が「0」円の場合も、次の様式の提出は必要です。

- (その1) 表紙
- (その2) 収支の状況
- (その17) 資産等の状況 …個人でなく、政治団体として有している資産等です。
- (その20) 宣誓書 …会計責任者の署名又は記名・押印をしてください。
(代表者の欄は、解散した場合のみ、署名又は記名・押印します。)

Q 2. 収支報告書を書き誤ったのですが、訂正はできますか。

A 2. 訂正箇所には二重線を引き、**会計責任者の認印**を押して訂正してください(修正液不可)。正しい内容は、訂正個所の横、上や下に、分かるように記載願います。訂正をした場合には、その20(宣誓書)の会計責任者の氏名の横に訂正に使用した印鑑と同じ印鑑を押印してください。

Q 3. 用紙が足りないし、手書きは大変なので、パソコンで作成してもいいですか。

A 3. 用紙が不足した場合は、コピーや印刷したものを使用して結構です。また、パソコン等で作成してもかまいません。高知県選挙管理委員会のHPにも掲載しておりますので、パソコン等での作成にご利用ください。

Q 4. 収支報告書を郵送したいのですが。

A 4. 構いません。郵送される場合には、訂正があった場合の返送先及び連絡先を、封筒裏面への記入等によりお知らせください。また、受付印を押した収支報告書の写しが必要な場合は、返信用封筒(宛名及び必要な分の切手を貼ったもの)を同封してください。

Q 5. よくわからないので、選挙管理委員会に行って教わりながら書いてもいいですか。

A 5. 構いません。ただし、お待ちになって頂く場合があります。特に3月は大変混雑しますので、できるだけ早めにお越しください。その際には会計責任者の印鑑をお持ちください。県選挙管理委員会は、高知県庁本庁舎3階やや西より、市町村振興課内にあります。

Q 6. 年の途中で、会計責任者(又は代表者、主たる事務所の所在地など)が変更になったのですが、どうしたらいいですか。

A 6. 「異動届」の届出が必要です。収支報告書とは異なり、**郵送での受付はできません。**また、収支報告書の用紙(その1)、(その20)に記載する内容(会計責任者氏名など)は、次のとおりです。

- 「異動届」の異動年月日が、(その20)の日付より早い…異動後の内容
- 「異動届」の異動年月日が、(その20)の日付と同日以後…異動前の内容

Q 7. 寄附収入があったのですが、記載において注意点はありますか。

A 7. 注意点は次のとおりです。

- ①(その2)に合計金額を記載し、更に寄附者を個人、法人・その他の団体、政治団体に区分して、それぞれ(その7)を作成してください。
- ②公職の候補者等が、**自身の後援団体に寄附した場合も**、「個人分」に記載します。
- ③寄附の内訳は、寄附年月日順に寄附者ごとに記載しますが、同一の寄附者が2回以上寄附をした場合には、**寄附者ごとに名寄せして、(計)を記載**します。
- ④寄附者の住所又は所在地は、県外の場合は都道府県名から記載します。
- ⑤その他、寄附について問い合わせの多い事項を、32ページに記載していますので、そちらもご参照ください。

Q 8. 「領収書の写し」は、電話料金や家賃分も必要ですか。

A 8. 「領収書の写し」は、支出先がたとえ政治団体の本部や候補者等の選挙事務所であっても、**政治活動費の内訳に記載された一件5万円以上の支出に係るものは、必ず添付します。**この場合の**一件5万円以上とは、年間を通じての金額**です。
(ただし、国会議員関係政治団体は人件費以外の一件1万円を超える支出について領収書の添付が必要です。)

[例] A政治団体に「交付金」として、1月1万、3月3万、5月3万を支出した場合、一月ごとでは5万円以上ではないが、年間合計額は5万円以上となるため、三か月それぞれの領収書の写しを添付する必要がある。

光熱水費・事務所費(電話料金を含む)などの経常経費は、資金管理団体、国会議員関係政治団体のみ、領収書の写しの添付が必要です。(人件費は添付不要)

銀行振込の場合は、「**振込明細書に係る支出目的書**」に記載して、振込明細書の写しを添付します。

なお、領収書の写し、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」、銀行等の振込明細書の写し、「振込明細書に係る支出目的書」は、それぞれ支出費目ごとに分類して、収支報告書(その1)～(その20)とは**別に綴じて**ください。

領収書の原本は提出不要です。会計責任者が保管してください。

Q 9. すべての資産について記載しますか。

A 9. (その17)～(その19)の記載には、**個人の資産は含みません。**政治団体として所有しているものについて記載します。

(その17) 資産等の総括表 …資産等の有無について記載します。

★無い場合は、「無」の□に✓(チェック)。

(その18) 資産等の項目別内訳 …(その17)で「有」である項目の内訳を記載します。

(その19) 不動産の利用の現況 …(その17)でア～ウが「有」である資金管理団体はその利用について記載します。

公職の候補者自身に、土地や建物、預金があったとしても、記載は不要です。

また、「預貯金等」には、普通預金、当座預金、普通貯金、通常貯金は含まれません。

政治団体として普通預金に残高があったとしても、記載は不要です。

ただし、定期預金がある場合は、その金額を記載します。

Q 10. 領収書の宛名が政治団体名でないのですが、そのまま添付してよいですか。

A 10. 領収書の宛名は、政治団体名の名称でもらってください。相手方の倒産等でどうしても宛名の訂正ができない場合は、「**領収書等を徴し難かった支出の明細書**」に記載し、写しと一緒に提出してください。

Q 11. 「領収書等の写し」とは、コピーでなく自作したものでも構いませんか。

A 11. いけません。領収書等の写しは「当該領収書等を複写機により複写したものに限る。」となっています。

用語の説明

※凡例： 法＝政治資金規正法

○収入

金銭、物品その他の財産上の利益の收受で、法第8条の3による運用に係る金銭等（元本）以外のもの。

収支報告書では、次のように分類されています。

収入総額	〔	前年からの繰越額	
		本年收入額	… 個人が負担する党費又は会費 寄附 機関紙誌の発行その他の事業による収入 借入金 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 その他の収入

○支出

金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3による運用に係る金銭等（元本）以外のもの。

収支報告書では、次のように分類されています。

支出総額	〔	経常経費	… 人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費
		政治活動費	… 組織活動費、選挙関係費、 機関紙誌の発行その他の事業費 （機関紙誌の発行事業費、宣伝事業費、 政治資金パーティー開催事業費、その他の事業費）、 調査研究費、寄附・交付金、その他の経費

○寄附

金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のもの。

無償で供与を受けた場合には、寄附として収入に含めることが必要ですので、注意してください。（無償で供与を行った場合には、寄附として支出するとともにその同額を「その他の収入」で収入に記載します。）

○財産上の利益

金銭、物品に限らず、債務の免除、金銭、物品の無償貸与、労務の無償提供等これを受ける者にとって、財産的価値のある一切のものをいいます。したがって、事務所等の無償提供を受ける場合も事務所の利用料相当分が財産上の利益として生じていたことになり、収支に計上することが必要です。

収支報告にあつては、時価に見積もった金額を記載し、その根拠を「備考」欄に記載してください。

○党費又は会費

政治団体の党則、規約その他これらに相当するものに基づく金銭上の債務の履行として当該政治団体の構成員が負担するもの。

ただし、法人その他の団体が負担する党費又は会費は、すべて寄附として扱われますので注意してください。

○政党匿名寄附

街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において、政党又は政治資金団体に対してする寄附で、その金額が千円以下のもの。

○政治資金パーティー

対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から、当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を、当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（選挙運動を含む。これらの者が政治団体である場合には、その活動）に関し、支出することとされているもの。

○特定パーティー

政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が、一千万円以上であるもの。

○資産等

報告が必要な資産等は、次のとおりです。

- ①土地
- ②建物
- ③建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権
- ④動産（取得の価額が百万円を超えるもの）
- ⑤預金又は貯金
（普通預金、当座預金、普通貯金、通常貯金を除く。）
- ⑥金銭信託
- ⑦有価証券（金融商品取引法第2条第1項及び第2項に規定するもの）
- ⑧出資による権利
- ⑨貸付金（貸付先ごとの残高が百万円を超えるもの）
- ⑩敷金（支払われた金額が百万円を超えるもの）
- ⑪施設の利用に関する権利（取得の価額が百万円を超えるもの）
- ⑫借入金（借入先ごとの残高が百万円を超えるもの）

【必要書類一覧】

※（その〇）というのは、記載用紙の左上の番号です（後のページ参照）。

ここから開始

- a. 既に団体が解散している
b. 団体が存続している

(a. 選択) → 該当チェック： 次のページへ

↓ (b. 選択)

- a. 収支（前年からの繰越金を含む）
・資産等がすべてない
b. 収支（前年からの繰越金を含む）
・資産等いずれかがある

(a. 選択) → (その1)、(その2)
(その17)、(その20)を作成

↓ (b. 選択)

全ての団体

(その1) (その2) (その17) (その20) を作成

↓ (以下該当するものについて、追加が必要です。)

- a. 収入がある
- ・事業収入がある (その3)
 - ・借入金がある (その4)
 - ・本部又は支部から供与された交付金の収入がある (その5)
 - ・上記及び個人の負担する党費又は会費・寄附以外の収入がある (その6)
 - ・寄附収入がある（政党匿名寄附を除く） (その7)
 - ・寄附収入のうち、寄附のあっせんによるものがある (その8)
 - ・政党匿名寄附の収入がある (その9)
 - ・事業収入のうち特定パーティーの収入がある (その10)
 - ・政治資金パーティーの対価として
 - ・20万円を超える支払を同一の者から受けた (その11)
 - ・20万円を超える支払のあっせんを同一の者から受けた (その12)
- b. 収入がない

↓ (a. または b. 選択)

- a. 支出がある
- ・支出がある全ての団体 (その13)
 - ・経常経費の支出がある資金管理団体又は国会議員関係政治団体である (その14)
 - ・政治活動費の支出がある (その15)
 - ・本部又は支部に対して供与した交付金の支出がある (その16)
 - ・経常経費・政治活動費の支出で、
 - ・1回に5万円以上支払ったものがある 領収書
(国会議員関係政治団体の場合は1万円を超える支出がある場合)
 - ・1回に5万円以上支払ったものがあるが、 振込明細書
(国会議員関係政治団体の場合は1万円を超える支出がある場合)
 - ・領収書がもらえなかった 領収書等を徴し難かった支出の明細書
 - ・銀行等への振込だった 振込明細書に係る支出目的書
- b. 支出がない

↓ (a. または b. 選択)

- a. 資産等がある
- ・資産等がある全ての団体 (その18)
 - ・資産等のうち不動産がある資金管理団体 (その19)
- b. 資産等がない

【政治団体が既に解散している場合】

政治団体が既に解散している場合、**解散届及び解散日までの収支報告書**を提出しなければなりません。

収支報告書における必要書類は、前のページと同じですが、**解散日までの収支報告である、解散した年の収支報告書の（その20）宣誓書の用紙に、代表者の署名又は記名押印が必要**ですので注意してください。

(28ページ参照)

【様式の相互関係図】

は必須！

は必要に応じて添付。

■政治団体の情報、宣誓書

(その1)

(その20)

■収入

(その2)

・ 寄附収入がある → (その7) も添付

・ 寄附のあつせんがある → (その8) も添付

・ 政党匿名寄附収入がある → (その9) も添付

(その3)

・ 特定パーティー収入がある → (その10) も添付

・ 政治資金パーティーで同一者から
20万円を超える収入がある → (その11) も添付

・ 政治資金パーティーで同一者から
20万円超のあつせん収入がある → (その12) も添付

(その4)

・ 借入金がある場合に添付

(その5)

・ 本部又は支部から供与された交付金がある場合に添付

(その6)

・ (その2)～(その5)以外の収入がある場合に添付

■支出

(その13)

・ 資金管理団体又は国会議員関係政治団体であり、
経常経費（人件費を除く）の支出がある → (その14) も添付

・ 政治活動費の支出がある → (その15) も添付

・ 本部、支部に交付金等の支出がある → (その16) も添付

■資産等

(その17)

・ 資産等がある → (その18) も添付

・ 資金管理団体であり、不動産を所有している → (その19) も添付

(その1)

収 支 報 告 書

令和 5 年分
(令和 年 月 日開催分)

特定パーティー開催団体の収支報告書にのみ開催日記入。(通常は記入不要。)

もれの無いよう正しく記入。

政治団体の区分

政党の支部 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

政治資金団体 その他の政治団体

その他の政治団体の支部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

有 無

公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

公職の種類

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

年の途中から又は途中まで該当する場合のみ記入。

異動がある場合は事前に届け出ること。

該当する□にし点を記入。

有無は12月31日時点で判断する。

(ふりがな) 高知会

1 政治団体の名称

2 主たる事務所の所在地 高知市丸ノ内一丁目
2-20 正庁ビル3F

3 代表者の氏名 高知 次郎

4 会計責任者の氏名 土佐 花子

事務担当者の氏名

(電 話)

(電 話)

(その1) 表紙

- ① [政治団体の名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名・会計責任者の氏名]
(その20) 宣誓書の作成日時時点で、県選管に届け出ている内容を記載してください。
事務所所在地の異動(町内での引越しも含む)等、届出事項に変更がある場合は、異動届の提出が必要ですので、代表者の認印を持参のうえ、県選管までお越しください。(異動届は郵送不可)
- ② [事務担当者の氏名・電話]
訂正があった際に、収支報告書の内容について答えられる方の氏名と連絡先を記載してください。必須事項ではありませんので、記載がなくてもかまいません。
- ③ [政治団体の区分]
該当する項目の□に「✓」してください。政党の支部以外の政治団体は、ほとんどが「その他の政治団体」になります。
「政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体」とは、政治団体以外の者が特定パーティーを開催するために届け出る団体のことです。この特定パーティー開催団体は、パーティー終了後に収支報告書を提出する際に、報告年の下欄の「令和 年 月 日開催分」へ開催日を記載します。したがって、通常、報告年の下欄日付は何も記載しないこととなります。
報告書を提出する日現在で、開催した政治資金パーティーに係る全ての収入及び支出(予定されるものを含む)を記載し、予定される収入又は支出については備考欄へその旨記載してください。
- ④ [活動区域の区分]
該当する項目の□に「✓」してください。ほとんどが「同一の都道府県の区域内」になります。
- ⑤ [資金管理団体の指定の有無]
(1) 「有」の場合、必ず候補者等の公職の種類を下記の要領で記載してください。
(例) ・衆議院議員高知県小選挙区第〇区(候補者) ・〇〇市長(候補者)
・高知県議会議員〇〇選挙区(現職) ・〇〇町議会議員(現職)
(2) 「無」の場合は「✓」のみで、他には何も記載しないでください。
- ⑥ [国会議員関係政治団体の区分]
国会議員関係政治団体に関する特例の適用を受けている場合のみ記載してください。
- ⑦ [資金管理団体指定の期間]
資金管理団体の指定をした期間を記載してください。
1月1日から12月31日まで通年で指定している場合は、空白で構いません。
- ⑧ [国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間]
国会議員関係政治団体に関する特例の適用を受けた期間を記載してください。
1月1日から12月31日まで通年で適用を受けている場合は、空白で構いません。

(その2)

収 支 の 状 況

前年からの繰越を含む収入及び支出が無い場合も、各欄に0と記入。

1 収支の総括表

収入総額	=(前年からの繰越額)+(本年の収入額)=	十億	百万	千	円
(前年からの繰越額)	=前年の収支報告書の「翌年への繰越額」				
(本年の収入額)	=用紙(その2)から(その6)までの合計=				
支出総額	=用紙(その13)の「合計」欄の金額=				
翌年への繰越額	=(収入総額)-(支出総額)=				

前年分の収支報告書を確認のうえ記入。

2 収入項目別金額の内訳

該当がなければ記入不要。

当該年中に納められた総額を記入。(1人当たりの額ではない。)

(1) 個人の負担する党費又は会費					
金額		十億	百万	千	円
員数					

当該年中に納めた人数(実数) 党員・会員数ではない。

(2) 寄附					
ア 寄附(イを除く。)の区分	金額	十億	百万	千	円
(ア) 個人からの寄附					
(うち特定寄附)					
(イ) 法人その他の団体からの寄附					
(ウ) 政治団体からの寄附					
小計((ア)+(イ)+(ウ))					
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)					
イ 政党匿名寄附					
合計(ア+イ)					

それぞれ(その7)の作成が必要。

省略せず記入。

(その2) 収支の状況

1 収支の総括表

- ① [前年からの繰越額]
令和4年の収支報告書の「翌年への繰越額」を確認して記載してください。
- ② [本年の収入額]
「2 収入項目別金額の内訳」の「(1)個人の負担する党費又は会費」から「(6)その他の収入」までの合計額と一致します。
- ③ [支出総額]
(その13)の「3 支出項目別金額の内訳」の「(1)支出の総括表」の合計額と一致します。

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

政治団体の規約等に定められている金銭による負担のことをいいます。
「金額」の欄には合計金額を、「員数」の欄には納入者の実人数を記載してください。
なお、法人会費は、法人その他の団体からの寄附とみなされます(法第5条第2項)。

(2) 寄附

「個人」、「法人その他の団体」、「政治団体」ごとに(その7)寄附の内訳の合計と一致します。

法人その他の団体(会社・労働組合等)からの政治活動に関する寄附は、政党、政治資金団体に限られています。(※ 資金管理団体は法人その他の団体からの寄附は受けられません。)
これ以外の政治団体が受けることができる寄附は、「個人」、「政治団体」からの寄附に限られますので、注意してください。
なお、政治資金規正法では、法人その他の団体が負担する党費又は会費も寄附とみなされます。したがって、政党及び政治資金団体以外の政治団体は、会社等から党費又は会費を受けることはできないこととなりますので注意してください。
労務の無償提供を受けた場合は、寄附として扱い、備考欄にその根拠を記載するとともに、当該労働を時価に見積もった金額の合計額を金額欄に記載します。(また、同額を支出の項目の政治活動費中「その他の経費」にも計上します。)14ページも参照してください。

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入										
事業の種類	金額									備考
	十億	百万	千	円						
〇〇〇			3	0	0	0	0	0	0	
□□政治資金パーティー開催事業		1	1	0	0	0	0	0	0	8月20日 ○○ホテル
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; border-radius: 10px;"> パーティーの名称を記入。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; border-radius: 10px;"> 政治資金パーティーは、備考欄に開催日と開催場所を記入。 </div> </div>										
※この用紙に記入した事業についての支出がある場合は、(その13)での項目は「機関紙誌の発行その他の事業費」のいずれかに該当する。										
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; border-radius: 10px;"> 小計、合計 省略せず記入。 </div>										
この頁の小計		1	1	3	0	0	0	0	0	
合計		1	1	3	0	0	0	0	0	注:すべての事業収入を記載してください。

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

すべての事業収入について、事業の種類ごとに記載してください。

- ① 「事業の種類」は、
機関紙誌の発行であれば、
「〇〇機関紙」・「〇〇機関雑誌」等、
政治資金パーティー開催事業であれば、
「〇〇政治資金パーティー開催事業」等記載してください。
- ② この収入に対応する支出は、(その13)の「政治活動費」の中の「(3) 機関紙誌の発行その他の事業費」のア(機関紙誌の発行事業費)～エ(その他の事業費)の項目にそれぞれ分類して計上します。
- ③ 政治資金パーティーについて
 - ・1,000万円以上の政治資金パーティー(特定パーティー)については、(その10)の作成が必要です。
 - ・1パーティーにつき、同一の者が20万円を超えてパーティー券を購入した場合は(その11)が必要です。
 - ・日時、場所を「備考」欄へ記載してください。
- ④ 政治資金パーティーをほかの政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入												
交付金を供与した本部 又は支部の名称	金 額									年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
	百	千	百	千	百	千	百	千	百			
いろは党本部			1	0	0	0	0	0	0	R5. 5. 1	東京都千代田区××町3	
”			7	0	0	0	0	0	R5. 10. 1			
(計)			(1	7	0	0	0	0				
いろは党高知県本部			1	5	0	0	0	0	R5. 6. 15	高知市〇〇町3番		
”			1	0	0	0	0	0	R5. 12. 15	”		
(計)			(2	5	0	0	0					
こ の 頁 の 小 計			1	9	5	0	0	0				
合 計			1	9	5	0	0	0				

県外は都道府県名から記入。

本部又は一つの支部ごとに名寄せし、日付順に記入して小計を記入。

小計、合計省略せず記入。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

すべての本部・支部から供与された交付金について、交付先ごとに記載してください。

- ① 政党や本部・支部のある政治団体で、本部又は支部からの交付金を、それぞれの本部又は支部ごとに、年月日順に記載してください。
また、各本部・支部ごとに名寄せして計を出し、記載してください。
- ② 政党の支部で、政党助成法に基づく支部交付金の交付を受けた場合は、納入日付順に記載してください。
※この交付金の金額は「使途等報告書」の政党交付金（支部政党交付金）と一致します。

(その6)

(6) その他の収入								
摘要	金額							備考
	十億	百万	千	百	十	円		
家賃収入			6	0	0	0	0	令和5年1月15日
								収入があった日等を記入。
※(その2)から(その5)のどれにも該当しない収入について記入する。 ※その他の収入のうち、一件が10万円未満の収入については、「一件10万円未満のもの」の欄に、まとめた金額を記入する。								
								省略せず記入。
この頁の小計			6	0	0	0	0	
1件10万円未満のもの				7	3	5	0	
合計			6	0	7	3	5	0

注: 一件当たりの額(数回にわたるときはその合計額)が10万円以上のものは個別に記載し、10万円未満のものは一括して「一件10万円未満のもの」の欄に記載してください。

(その6)

(6) その他の収入

(その2)～(その5)に該当しないその他すべての収入について記載してください。

- ① 収入項目別金額の内訳の(1)～(5)以外の収入で、一件当たりの年間の合計額が10万円以上の場合には個別に記載し、「摘要」欄に収入の内容を具体的に記載します。
10万円未満の収入は、「一件10万円未満のもの」の欄に一括して計上してください。
- ② 労務の無償提供を行った場合は、摘要欄に「金銭以外のものによる寄附相当分」と記載するとともに、当該労働を時価に見積もった金額の合計額を金額欄に記載します。
(また、同額を寄附として支出にも計上します。)

労務の無償提供を受けた場合は、寄附として当該労働を時価に見積もった金額の合計額を(その7)寄附の内訳に記載します。(また、同額を支出の項目の政治活動費中「その他の経費」にも計上します。()内の目的欄には「金銭以外のものによる寄附相当分」と記載します。)

■労務の無償提供等を行った場合■

収入…(その6)「その他の収入」に記載。

支出…(その13)及び(その15)「寄附・交付金」に記載。

■労務の無償提供等を受けた場合■

収入…(その2)及び(その7)「寄附」に記載。

支出…(その13)及び(その15)「その他の経費」に記載。

(その7)

区分を分けて記入。

↓ (1. 2. 3. のいずれかに○をつけてください。)

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分 ①個人 2. 法人・その他の団体 3. 政治団体					
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、 代表者の氏名)	備考		
	千円	万円	千	円			
山河 晴彦			150000	R5. 1. 12	高岡郡四万十町甲5-5	会社役員	
"			230000	R5. 11. 1	"	"	
(計)			(380000)				
国谷 草代			100000	R5. 4. 5	岡山県岡山市南区乙町1-2	無職	
"			200000	R5. 10. 1	"	"	
(計)			(300000)				
<p>ひとりが複数回にわたって寄附している場合は、寄附者ごとに名寄せしたうえで日付順に記入し、小計も記入。</p>							
<p>※年間の寄附金額が5万円以下の寄附者については、「その他の寄附」の欄にまとめて記入してよい。ただし、寄附金(税額)控除のための書類が必要な場合は、5万円以下でも個別の記入が必要。</p>							
この頁の小計			680000			省略せず記入。	
その他の寄附			200000			注2 参照。	
合計			880000				

(その7)

(7) 寄附の内訳

(その2) 「寄附」で記載した寄附収入について、寄附者ごとにその内訳を記載してください。

① 寄附者の区分(「個人からの寄附」・「法人・その他の団体からの寄附」・「政治団体からの寄附」)ごとに、ページを分けて記載してください。

同一の者(団体)からの寄附は名寄せしてそれぞれの「計」を記載してください。

② 同一の者(団体)からの寄附の合計額が、年間5万円を超えるもの(5万1円以上)は、すべて、寄附者の氏名・住所・職業(団体の場合は、団体名・所在地・代表者名)・金額及び寄附年月日の記載が必要です(5万円以下でも必要に応じて記載して構いません。)

ただし、個人からの寄附で「寄附金(税額)控除のための書類」の確認を受ける者は、5万円以下の寄附であっても必ず記載してください。

※「寄附金(税額)控除のための書類」の様式は、この冊子の最終ページにあります。

③ 5万円以下の寄附は、一括合計して「その他の寄附」欄に記載してください。

④ 資金管理団体の届出をした公職の候補者等が、政党から受けた政治活動に関する寄附を、自身の資金管理団体に寄附(特定寄附)する場合は、氏名の前に(特)と記載してください。また遺贈によってする寄附については、備考欄に「遺贈」と記載してください。

⑤ 事務所や労務などの無償提供や物品の提供も寄附となります。無償提供を受けた場合は、時価に見積もった金額を記載し、同額を支出の政治活動費の「その他の経費」欄にも記載し、収支の相殺をしてください。

(14ページも参考にしてください。)

※令和5年中に設立した団体は、設立届提出日(受付日)以降でなければ、政治活動(選挙運動を含む。)のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、または支出することができません。〈政治資金規正法第8条〉

※公職の候補者等は、選挙期日までの一定期間(任期満了選挙の場合は、任期満了の前90日から期日まで)自己の後援団体(資金管理団体を除く。)に対し、寄附をすることができません。〈公職選挙法第199条の5第3項〉

(その8)

↓ (1. 2. 3. のいずれかに○をつけてください。)

(8) 寄附のうち寄附のあっせんによるものの内訳							寄附のあっせん者の区分 <input checked="" type="radio"/> 1. 個人 2. 法人・その他の団体 3. 政治団体				
寄附者のあっせん者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額						提 供 年月日	集めた 期 間	住 所 (団 体 に あ つ て は、 主たる事務所の所在地)	職 業 (団 体 に あ つ て は、代表者の氏名)	備 考
高知 一郎				8	0	0	R5. 12. 7	R5. 1. 1~ R5. 11. 30	高知市丙町52番地	会社役員	
あっせん者ごとに名寄せして小計を記入。											
この用紙は、(その7)に記入した寄附のうち、「あっせん」 によるものを再掲するもの。											
省略せず記入。											
この頁の小計				8	0	0					
その他の寄附											
合 計				8	0	0					

区分ごとに作成した用紙が2ページ以上になった場合、「その他の寄附」と「合計」は区分ごとの最終ページに記入。

(その8)

(8) 寄附のうち寄附のあっせんによるものの内訳

(その2)「寄附」で記載した寄附収入について、あっせんをした寄附者ごとに内訳を記載してください。

① 「寄附のあっせん」とは、特定の政治団体又は公職の候補者等のために政治活動に関する寄附を集めて、その政治団体又は候補者等に提供することをいい、あっせんをした者は寄附の仲介者に過ぎず、寄附者となるものではありません。

また、あっせんにより個々の寄附者の氏名・住所・職業・金額についての明細が不要となるものではありません(匿名による寄附は政党匿名寄附以外は禁止)。

② 同一の者によって寄附のあっせんをされた寄附で、合計額が5万円を超えるものは、その寄附のあっせんをした者ごとに、その者の氏名・住所等、寄附を集めた期間及び提供年月日を(その7)の要領に準じて記載してください。

(その9)

(9) 政党匿名寄附の内訳									
政党匿名寄附を受けた場所	金 額						年 月 日	備 考	
	十億	百万	千	円					
高知市丁町3-4 ○○前			8	0	3	0	R5.8.6		
この頁の小計						8	0	3	0
合 計						8	0	3	0

※制度上、政党の支部以外はこの収入はありません。

注:政党・政治資金団体が、街頭又は演説会の会場等で受けた1,000円以下の寄附が対象となります。

(その9)

(9) 政党匿名寄附の内訳

政党（支部）及び政治資金団体において、該当する場合は提出が必要です。

- ① 同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その合計額、年月日及び場所を記載してください。「政党匿名寄附を受けた場所」欄については、詳細に記載してください。
- ② 1,001円以上の寄附について、匿名での寄附は禁止されておりますので注意してください。また、1,001円以上の寄附については、(その2)「(2)寄附」の「個人からの寄附」欄に計上し、(その7)に内訳を記載してください。

(その10)

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳													
特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額									対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考
	十億	百万	千	円	円	円	円	円	円				
〇〇政治資金パーティー		1	1	0	0	0	0	0	0	880人	R5. 8. 20	高知市甲町3-3 〇〇ホテル	
この頁の小計		1	1	0	0	0	0	0	0				
合計		1	1	0	0	0	0	0	0				

※この用紙は、(その3)に記入した事業収入のうち、特定パーティーの収入について、再掲すること。

注：特定パーティーとは、収入金額が1,000万円以上の政治資金パーティーです。

(その10)

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳

(その3) 「機関紙誌の発行その他の事業による収入」で記載した事業収入のうち、特定パーティーについての内訳を記載してください。

「特定パーティー」とは、一つの政治資金パーティーの対価に係る収入金額が1,000万円以上のものをいいます。

(例) 政治資金パーティー (A) の開催日…令和5年〇月〇日

令和4年中の (A) の収入額…250万円

令和5年中の (A) の収入額…800万円

このような場合、政治資金パーティー (A) の各年での収入額は1,000万円未満であっても、収入総額は1,050万円となるため、(A)は特定パーティーに該当します。

- ① 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合には、パーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払いをした者の数を記載してください。
- ② 特定パーティー収入のうち、前年以前にも当該パーティーの収入があった場合は、その金額及び対価の支払をした者の数を備考欄に記載してください。
- ③ 特定パーティーまたは特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称を備考欄に記載すること。

(その11)

↓ (1, 2, 3. のいずれかに○をつけてください。)

政治資金パーティーの名称 <input type="checkbox"/> 政治資金パーティー										
対価の支払をした者の区分 <input checked="" type="radio"/> 1) 個人 2. 法人・その他の団体 3. 政治団体										
対価の支払をした者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額					年月日	住所(団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、 代表者の氏名)	備考	
土佐 海太				3	500	00	R5. 8. 15	土佐市本町一丁目2-3	会社員	
この頁の小計				3	500	00				
合 計				3	500	00				

この区分ごとに、用紙を分けて作成する。

※この用紙は、(その3)に記入した政治資金パーティーの収入で、1つのパーティーに対して20万円を超える対価の支払いをしたものについて記入する。

省略せず記入。

注：一パーティーで同一の者からの対価の支払が、20万円を超えるもののみ個別に記載をしてください。

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳

(その3) 「機関紙誌の発行その他の事業による収入」で記載した事業収入のうち、①に該当する政治資金パーティーの対価に係る収入について、内訳を記載してください。

- ① ひとつの政治資金パーティーの対価に係る収入(特定パーティー開催団体以外は前年以前の収入を含む。)のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払額の合計が20万円を超えるものについては、パーティーごとに、支払をした者の氏名等を記載します。
- ② 政治資金パーティーごとに別葉とし、さらに対価の支払いをした者の区分(個人・法人その他の団体・政治団体)により、ページを分けて作成してください。
- ③ 報告の前年以前に収受されたものがある場合は、その旨を備考欄に記載してください。

(その12)

↓ (1. 2. 3. のいずれかに○をつけてください)

(12) 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあつせんによるもの内訳				政治資金パーティーの名称		<input type="checkbox"/> 政治資金パーティー 対価の支払のあつせん者の区分			備考
対価の支払のあつせん者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額				提 供 年月日	集めた 期 間	住 所 (団 体 に あ つ て は 、 主たる事務所の所在地)	職 業 (団 体 に あ つ て は、代表者の氏名)	
	円	千	百	十					
四国 三郎			500	000	R5.8.15	R5.8.7~ R5.8.14	徳島県那賀郡那賀町1-1	会社役員	
この頁の小計			500	000					
合 計			500	000					

※記載要領は(その11)に準じて作成すること。

(その12)

(12) 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあつせんによるもの内訳

ひとつの政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者によって支払のあつせんをされたもので、合計額が20万円を超えるものは、対価の支払のあつせんをした者ごとに、(その11)の要領に準じて記載してください。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表										備考	
項 目	金 額										
	十億	百万	千	百	十	千	百	十	円		
1 経常経費											
(1) 人件費			5	0	0	0	0	0	0	20,000	その16に記入した支出について、各項目ごとの金額を記入。
(2) 光熱水費				3	6	0	0	0	0		
(3) 備品・消耗品費				1	6	0	0	0	0		
(4) 事務所費			4	7	0	0	0	0	0		
小 計		1	0	2	2	0	0	0	0		
2 政治活動費											
(1) 組織活動費		1	2	3	4	5	0	0	0	150,000	
(2) 選挙関係費			6	7	0	0	0	0	0		
(3) 機関紙誌の発行 その他の事業費		5	9	5	8	0	5	0	0	(ア+イ+ウ+エ)	省略せず記入。
ア 機関紙誌の発行事業費				5	0	0	0	0	0		
イ 宣伝事業費			3	3	7	0	0	0	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費		5	5	5	6	0	5	0	0		
エ その他の事業費				1	5	0	0	0	0		合計の金額は、(その2)の「支出総額」と一致する。
(4) 調査研究費				3	5	6	0	0	0		
(5) 寄附・交付金		7	3	0	0	0	0	0	0	200,000	
(6) その他の経費				6	0	0	0	0	0		
小 計		1	5	2	5	8	1	5	0		
合 計		1	6	2	8	0	1	5	0		注 政治活動費の各項目については、それぞれ(その16)が必要です。資金管理団体は、経常経費(人件費を除く。)の各項目については、それぞれ(その14)が必要で

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(その2) 「1 収支の総括表」の「支出総額」について、内訳を記載してください。

(1) 支出の総括表

- ① **1「経常経費」**は、(1)～(4)の各項目ごとの総額を記載します。
 資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外は、**内訳や領収書の添付は不要です。**
資金管理団体及び国会議員関係政治団体においては、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」について次ページの(その14)「(2)経常経費の内訳」が必要です。
- ② **2「政治活動費」**は、すべて**(その15)「(3)政治活動費の内訳」**が必要です。
- ③ (その16)「本部又は支部に対して供与した交付金」に係る支出がある場合は、それらの費目ごとの合計額を「備考」欄に記載してください。
- ④ 各々の支出項目の内容については、「**収支報告書記載要領**」(P35～45)を参考にしてください。

(その14)

(その13)の項目名を記入。
※項目別区分ごとに用紙を分けて作成。

項目の細分を記入。

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳		項目別区分 事務所費		(リース料)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
コピー機リース	525,000	R5.6.30	株式会社りょうま事務機	高知市乙町6-6	
"	525,000	R5.7.31	"	"	
※資金管理団体及び国会議員関係政治団体のみ作成。 (支出がない場合は作成不要。)					
一件が5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出について、その支出ごとに記入。 また、記入した支出について、領収書の写しを添付すること。					
個別に記入する必要がない支出については、まとめて金額を記入。 振込手数料についても、その他の支出に計上します。					
この頁の小計	105,000				
その他の支出	100,000				
合計	115,000				

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳

※(その1)の「資金管理団体の指定の有無」が「有」である団体が作成します。

※(その1)の「国会議員関係政治団体の区分」に「レ」を記入した団体が作成します。

資金管理団体の場合

- ① 一件当たりの支出の年間の合計額が5万円以上の場合、個別に記載し、領収書の写し(銀行振込の場合は、振込明細書の写しと「振込明細書に係る支出目的書」を、領収書がない場合は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」)が必要です。**一件5万円未満の支出は、各項目ごとに一括合計して「その他の支出」欄へ記載してください。**

★「1件あたりの支出」の考え方

「1件」とは、一の債権債務関係(契約、売買等)のことをいいます。したがって、分割払いや月賦払いの場合は、その支払総額で個々の内容の記入の要否を判断することになります。

※(その15)の記載においても同様です。

[例1] 60,000円の物品を購入し、毎月5,000円ずつ分割払いした。

→1回で60,000円分の売買をしているので、内容(毎月の支払い内訳)の記入が必要。

[例2] 5,000円の物品を12個一度に購入し、毎月5,000円ずつ分割払いした。

→1回で60,000円分の売買をしているので、内容(毎月の支払い内訳)の記入が必要。

国会議員関係政治団体の場合

- ② 一件当たりの支出の年間の合計額が1万円を超える場合は、個別に記載し、領収書の写し(銀行振込の場合は、振込明細書の写しと「振込明細書に係る支出目的書」を、領収書がない場合は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」)が必要です。**一件1万円以下の支出は、各項目ごとに一括合計して「その他の支出」欄へ記載してください。**

- ③ 項目別区分は、(その13)「支出の総括表」の区分に応じて分類し、右の()欄内には、さらに以下の(例)を参考に細分し、**それぞれページを分けて**記載してください。

なお、**人件費は記載しません。**

(例) (1) 光熱水費

「光熱水費(電気代)」「光熱水費(ガス代)」「光熱水費(水道代)」等

(2) 備品・消耗品費

「備品・消耗品費(自動車購入代)」「備品・消耗品費(ガソリン代)」等

(3) 事務所費

「事務所費(家賃)」「事務所費(修繕費)」「事務所費(電話使用料)」等

- ④ 「支出の目的」には、「新聞購読料」・「切手購入費」等、具体的に記載してください。

(その15)

(その13)の項目名を記入。
※項目別区分ごとに用紙を分けて作成。

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 宣伝事業費		(パンフレット作成費)					
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考			
印刷代			2	0	0	0	0	R5.2.6	太平洋印刷株式会社	香川郡いの町9-9	
送料			6	5	0	0	0	R5.2.23	高知郵便局	高知市本町1丁目23	
この頁の小計			2	6	5	0	0				
その他の支出			3	8	0	0	0				
合計			3	0	3	0	0				

(その13)の政治活動費の項目に該当する支出があった場合に作成。
一件5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出について、個別に記入が必要。
また、個別に記入した支出については、領収書の写しを添付すること。

個別に記入する必要がない支出については、まとめて金額を記入。
振込手数料についても、その他の支出に計上します。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳

- (その13)「2 政治活動費」が1円以上である団体が作成します。
- ① 一件当たりの支出の年間の合計額が5万円以上の(国会議員関係政治団体にあっては1万円を超える)場合は個別に記載し、領収書の写し(銀行振込で支出の目的の記載がない場合は「振込明細書に係る支出目的書」を、領収書の無い場合は「領収書等を徴し難かった支出の明細書」)が必要です。**一件5万円未満の支出(国会議員関係政治団体にあっては1万円以下の支出)は、各費目ごと一括して「その他の支出」欄へ記載してください。**
 - ② 項目別区分は、(その13)「支出の総括表」の区分に応じて分類し、右の()欄内には、さらに以下の(例)を参考に細分し、**それぞれページを分けて記載**してください。
 - (例) (1) 組織活動費
 - 「組織活動費(大会費)」「組織活動費(組織対策費)」「組織活動費(渉外費)」等
 - (2) 選挙関係費
 - 「選挙関係費(公認推薦料)」「選挙関係費(陣中見舞)」等
 - (3) 機関紙誌の発行その他の事業費
 - ア 機関紙誌の発行事業費
 - 「機関紙誌の発行事業費(印刷費)」「機関紙誌の発行事業費(荷造発送費)」等
 - イ 宣伝事業費
 - 「宣伝事業費(ポスター作成費)」「宣伝事業費(遊説費)」「宣伝事業費(広告料)」等
 - ウ 政治資金パーティー開催事業費
 - 「政治資金パーティー開催事業費(〇〇パーティー開催事業費)」
 - (4) 調査研究費
 - 「調査研究費(研修会費)」「調査研究費(書籍購入費)」「調査研究費(資料代)」等
 - (5) 寄附・交付金
 - 「寄附・交付金(賛助金)」「寄附・交付金(支部交付金)」等
 - (6) その他の経費
 - 「その他の経費(借入金返済)」「その他の経費(金銭以外のものによる寄附相当分)」等
 - ③ 「支出の目的」欄には、「会場使用料」・「弁当代」・「タクシー代」等、具体的に記載してください。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳										
支出項目	金額						年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
	千	百	十	千	百	十				
人件費				2	0	0	R5. 3. 10	いろは党南支部	高知市南町7-7	
組織活動費				1	5	0	R5. 7. 7	"	"	
寄附・交付金				2	0	0	R5. 11. 1	いろは党北支部	高知市北町8-8	
この頁の小計				3	7	0				
合計				3	7	0				

(その13)の項目名を記入。

※ここに記入した支出については、(その13)の各項目の備考欄に、項目ごとの合計金額を記入する。

省略せず記入。

注: 支出項目は(その13)の項目です。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

政党及び本部・支部のあるその他の政治団体のみ提出するものです。
 (その14)の経常経費と、(その15)政治活動費のうちから、本部・支部間(支部とその他の支部間も含む)の交付金等に係るものを再掲します。
 合計額は、(その13)「(1)支出の総括表」の備考欄の合計額と一致します。
 (21ページ(その13)の説明を参照)。

- (例) 本部が、他の支部の職員の給与やアルバイト代として交付した場合は「人件費」
- 本部が、支部に対して組織対策として交付した場合は「組織活動費」
- 本部が、選挙用に交付金を支出した場合は「選挙関係費」
- 本部が、発行する機関紙誌を支部が購入した場合は「宣伝事業費」
- 支部が、本部へ上納金を供与した場合は「寄附・交付金」

(その17)

資 産 等 の 状 況

前年の内容を確認のうえ、
12月31日時点の状況で記入。

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土地	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> 有または無のどちらかの□にチェック。 </div>
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

「有」の場合、(その18)で
内容を報告。

注:政治団体が所有する資産の有無を記入してください。

(その17) 資産等の状況

1 資産等の総括表

令和5年12月31日現在で、政治団体が所有する資産等についてチェック（✓）をいれます。
資産等が何もない場合でも、必ず「無」の欄へチェック（✓）をいれてください。

- 「オ 預金又は貯金」
普通預金、当座預金、普通貯金、通常貯金は含まれませんので、注意してください。
 (定期預金などが該当します。なお、この金額は(その2)「翌年への繰越額」に含まれます。)

- 「シ 借入金」
 前年からの残高との合計になりますので、注意してください。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

(その17)で「有」とした項目について、その項目区分ごとに用紙を分けて作成。

(その17)の項目名を記入する。

資産等の内訳										項目別区分	土地	
摘要		金額								年月日	備考	
		千	百	十	千	百	十	百	十			
高知市丸ノ内1-2-20				8	5	0	0	0	0	0	H28.4.1	100㎡

貸付金・借入金以外は、取得年月日を記入。

土地・建物・地上権等・動産・有価証券・施設の利用に関する権利については、その取得価格を金額欄に記入する。

注1:(その17)で有に✓したものについて、項目別区分ごとにページを分けて記載してください。
 注2:貸付金・借入金については、「貸付先」・「借入先」ごとの合計金額(前年以前からの残高も含む。)を記載し、「年月日」の欄は不要です。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

前ページ(その17)「1 資産等の総括表」のうち、「有」にチェックしたものを、項目ごとにページを分けて、資産の内訳を記載してください。

- 「オ 預金又は貯金」…摘要欄に、「残高」と記載してください。
(普通預金、当座預金、普通貯金、通常貯金は含まれません。定期預金等が該当します。)
- 「ケ 貸付金」「シ 借入金」…摘要欄に相手方を記載し、年月日は不要です。

資産等の項目別内訳	摘要欄の記載事項	備考欄の記載事項
ア 土地	土地の所在地	土地の面積
イ 建物	建物の所在地	建物の床面積
ウ 建物の所有を目的とする 地上権又は土地の賃借権	建物の所在地・地上権 土地の所在地・賃借権	面積
エ 動産	所得価格が100万円を超える動産の品目 (「自動車」・「応接セット」・「絵画」等)	品目の数量 取得年月日
オ 預金又は貯金	「残高」	
カ 金銭信託	「金銭信託」	
キ 有価証券	証券取引法第2条第1項及び第2項に規定する有価証券の種類(「国債」・「株式」等)	銘柄、数量
ク 出資による権利	出資先 (「〇〇合名会社」「〇〇合資会社」等)	
ケ 貸付金	100万円を超える残高の貸付先	
コ 敷金	100万円を超える敷金の支払先	
サ 施設の利用に関する権利	所得価格が100万円を超える施設の種類 (「ゴルフ会員権」「スポーツクラブ会員権」等)	
シ 借入金	100万円を超える残高の借入先	

(その19)

※資金管理団体のうち、(その17)でア、イ、ウのいずれかが「有」の場合に、作成する。

3 不動産の利用の現況

不動産の内訳		項目別区分		土地	
摘要	用途	利用の現況			
		事務所以外の用に供している場合			
		使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係	使用者ごとの用途	使用者ごとの使用面積	使用者ごとの使用の対価の価額
高知市丸ノ内一丁目2-20	事務所 (事務所用、駐車場含む)				
〃	貸与	当団体以外の個人	駐車場	20㎡	5万円/月
		用途が事務所以外の場合、この欄に記入が必要。			

注1:(その17)ア、イ、ウのいずれかについて、有に✓した資金管理団体が記載します。

注2:項目別区分ごとに、ページを分けて記載してください。

(その19)

3 不動産の利用の現況

- ① 次の両方に該当する場合に、不動産の利用の現況について記載してください。
 - ・令和5年12月31日現在で資金管理団体に指定している。
 - ・令和5年12月31日現在で不動産を有している。
- ② 項目別区分は、(その17)「資産等の状況」の区分に応じて分類し、作成してください。
- ③ それぞれの欄には、次のように記載してください。

欄	記載内容	記載例
摘要	所在	高知県〇市〇町〇丁目〇番地〇号
用途	事務所の場合は、その旨	事務所(事務所用の駐車場を含む。)
	事務所以外の場合は、その旨	賃貸、無償貸与
使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係 ※	事務所以外の場合は、現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係	当団体の職員、当団体の代表者の秘書、当団体の職員以外の個人
使用者ごとの用途 ※	事務所以外の場合は、現に使用している者ごとの用途	住居、事務所以外の駐車場、倉庫
使用者ごとの使用面積 ※	事務所以外の場合は、現に使用している者ごとの使用面積(建物の場合は床面積)	100㎡
使用者ごとの使用の対価の価額 ※	事務所以外の場合は、現に使用している者ごとの使用の対価の価額	10万円/月

※ 当該不動産を現に使用している者や、当該資金管理団体や代表者との関係が同一の関係にある者が複数いるときにあつては、一人ずつ行を分けて記載する。その際、「使用者ごとの使用面積」欄は、各使用者の専有面積であん分するなどして、適宜記載する。

※ 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、事務所として使用している場合には記載を要しないこと。

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)		
① 領 収 書 等 の 写 し	添付書類を提出した場合、該当するものの番号に○をつける。 (「領収証等を徴し難かった支出の明細書」や「振込明細書に係る支出目的書」の添付の場合も、「1」に○をつけること。)	
2. 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)		
3. 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)		
この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実	この収支報告書を作成した日を記入。 (ただし、令和6年1月1日以降の日付。)	
	令和 6 年 〇 月 〇 日	
政治団体の名称	高知会	本人自署。 自署でない場合は、必ず押印
会計責任者の氏名	土佐 花子	
解散団体以外は代表者氏名等記入しないこと。 ※解散の場合、解散届の提出が必要です。	(解散時のみ記載) 代表者の氏名	

注:代表者の氏名は、解散に係る報告年のみ記載してください。解散の場合、解散届も必要です。

* 会計責任者及び代表者の氏名欄は、記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人及び代表者本人が自署すること。

(その20) 宣誓書

① 領収書等の写し

領収書等は**写しを提出**してください。(原本提出ではありません。)

銀行振込の控えは領収書にはなりません。銀行振込の控えの写しに別添の「振込明細書に係る支出目的書」を添付して提出してください。**ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているとき(会計責任者による追記も差し支えない。)**は、当該振込明細書の写しの提出のみで足りる。

② 監査意見書

政党の支部やその他の政治団体は不要です。

③ 政治資金監査報告書

国会議員関係政治団体のみ添付が必要です。

④ その他

- 宣誓書の日付は**収支報告書を作成した日を記載**してください。(空白は不可)

解散時以外の報告書は令和5年12月31日までの収支に基づいて作成することから、この日より後の日付(令和6年1月1日以降の日付)になります。

- 通常の報告の場合は、会計責任者からの報告になります。

代表者の氏名は解散に係る報告以外には記載しないでください。

解散に係る報告のときのみ、代表者の記名・押印または署名をしてください。

(署名の場合は必ず本人が署名し、付箋等でその旨を知らせてください。)

※解散の場合は、解散までの収支報告書とあわせて解散届が必要となります。

(例) 令和6年1月31日解散の場合

令和5年分収支報告書、令和6年分収支報告書、解散届を提出。

- 収支報告書は、政治資金規正法第20条第4項の規定によりインターネット等を利用して公表又は同法第20条の2第2項の規定により写しを交付する可能性がありますので、**会計責任者及び代表者の印鑑として、銀行印等のご使用はお控えください。**

※この用紙は収支報告書とは別に綴じて提出すること。

領収書等を徴し難かった支出の明細書

支出の目的		金額					年月日	領収書等を徴し難かった事情
項目	摘要	万	千	百	十	円		
その他の経費	2月3日～10日事務所清掃		5	6	0	0	R5. 2. 10 労務の無償提供のため	
<p>※振込での支払の場合は、この用紙ではなく、「振込明細書に係る支出目的書」を使用すること。 ※領収書の紛失は「領収書等を徴し難かった」理由には該当しませんので、必ず領収書の「再発行」を受けてください。</p>								
<p>本人自署。 自署でない場合は、必ず押印。</p>								

政治団体の名称 高知会

会計責任者の氏名 土佐 花子

(注意)

- 1: 「支出の目的」欄には、(その14)及び(その15)の支出の項目の例により分類して記載してください。
- 2: 会計責任者の氏名欄は、記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人が自署すること。

領収書等を徴し難かった支出の明細書 (※領収書の宛先が団体名でない場合も必要です。)

- ① (その14)及び(その15)に内訳を記載した一件5万円以上の支出(国会議員関係政治団体は1万円を超える支出。)のうち、社会通念上領収書を徴し難かった場合には、この用紙に記入し、必ず添付してください。

《領収書を徴し難い事情の具体例》

- ・金銭以外の支出(物品の無償提供等の金銭を伴わない支出については、領収書等を発行してもらうことが困難なため。)
- ・バス・電車等の交通機関の利用や、自動販売機での購入(自動販売機等による領収書等が発行されない形での利用又は購入が想定されるため。)
- ・振込みの方法による支出(振込みの方法による支出については、支出の相手方が領収書等を発行しない場合が想定されるため。)

※銀行振込の「控(写)」で支出の目的が記載(会計責任者による追記)されていないものは、次ページの「振込明細書に係る支出目的書」に記載し、あわせて振込の「控(写)」を添付してください。

- ・口座振替の利用(公共料金等の口座引落としの場合、領収書等が発行されない場合が想定されるため。)なお、翌月分の請求書に前月分の口座引落としの内容が添付されているものについては、口座引落としの案内は領収書等に該当します。

- ② 領収書の宛先が政治団体の名称でない場合

- ・基本的には領収書の宛先は政治団体の名称でもらってください。
宛名が異なる場合は、宛名の訂正を依頼したり、もらい直しを行うようお願いします。
- ・相手方の倒産等でどうしても宛名の訂正やもらい直しができない場合は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」に記載します。その場合、「領収書等を徴し難かった事情」欄には「〇〇の理由で領収書の宛名が異なるため」と記載してください。

※この用紙は、収支報告書とは別に綴じて提出すること。

振込明細書に係る支出目的書

支出の目的			
項目	摘要		
宣伝事業費	印刷代 具体的に記入する。		円
			円
			円
			円
			円
			円
			円

振込明細書と一緒に提出すること。
※振込明細書に支出の目的の記載がある場合は、この用紙は不要(振込明細書の写しの提出のみで可)です。

政治団体の名称 高知会

- (注意)
- 1 「項目」欄には、(その14)及び(その15)の支出の項目の例により分類して記載してください。
 - 2 「摘要」欄には、例えば、「会場借上費」というように具体的に記載してください。
 - 3 「金額」欄には、提出する振込明細書の写しの金額を記載してください。合計は必要ありません。
 - 4 **支出の目的ごとに作成してください。**
 - 5 振込明細書の写しとあわせて提出してください。

振込明細書に係る支出目的書 (※銀行等振込の場合に必要です。)

- ① (その14) 及び (その15) に内訳を記載した一件5万円以上の支出(国会議員関係政治団体は一件1万円を超える支出。)のうち、領収書でなく銀行等振込の「控(写)」は、振り込んだ証明にはなりますが領収書とはなりませんので、この様式に記載し、あわせて銀行等振込の「控(写)」を添付してください。ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているとき(会計責任者による追記も差し支えない。)は、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要です。
 なお、この用紙は、「**支出の目的**」ごとに作成します。
 この用紙は、領収書の写しや銀行等振込の写しと一緒に提出してください。
 (収支報告書(その1)～(その20)とは別綴じ。)
- ② この用紙に記載した場合は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」への記載は不要です。

寄附の制限の概要
【量的制限】

寄附者 受領者	個		人		会社・労働組合等の団体		政治団体			
	総金額の限度額 (総枠制限)	同一の受領者に対する限度額 (個別制限)	総金額の限度額 (総枠制限)	同一の受領者に対する限度額 (個別制限)	総金額の限度額 (総枠制限)	同一の受領者に対する限度額 (個別制限)	政治党	政治資金団体	資金管理団体	その他
政治団体	党	年間2,000万円以内	制限なし	制限なし	資本金・組合員数等に応じて、年間750万円～1億円以内	制限なし	量的制限 (総枠制限・個別制限)	制限なし	制限なし	制限なし
	政治資金団体 (政党が指定)	年間1,000万円以内 (注1)	年間150万円以内 (注2)	一切禁止	年間1,000万円以内 (注1)	年間150万円以内 (注2)	同一の政治団体に対し 年間5,000万円以内	制限なし	制限なし	制限なし
	資金管理団体 (政治家が指定)	年間1,000万円以内 (注1)	年間150万円以内 (注2)	一切禁止	年間1,000万円以内 (注1)	年間150万円以内 (注2)	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
政治家個人	年間1,000万円以内 (注1)	年間150万円以内 (注2)	一切禁止	年間150万円以内 (注2)	年間1,000万円以内 (注1)	年間150万円以内 (注2)	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし

部分：金銭等による政治活動に関する寄附は原則禁止。寄附できるのは物品等に限られます。
ただし選挙運動に関するものには限り、金銭等による寄附もできます。(限度額には、物品等を含む。)

部分：寄附は、一切禁止。

(注1) 特定寄附（資金管理団体の届出をした政治家が、そのものが公職である間に政党から受けた政治活動に関する寄附を、その資金管理団体に対してする寄附のこと。）については、量的制限はありません。（1,000万円を超えても可。）

(注2) 資金管理団体の届出をした政治家が、その資金管理団体に対してする自己資金による寄附については、個別制限はありません。
（その他の政治団体を通じて1,000万円の範囲内であれば、150万円を超えても可。）

- ※ 会社・労働組合等の団体が負担する党費又は会費は寄附とみなされるので、上の表の限度額に算入されます。
- ※ 遺贈による寄附については、量的制限はありません。
- ※ ここでいう寄附とは、金銭等（金銭及び有価証券）のみに限らず、物品の提供や債務の免除（自動車や事務所の無償貸与等）も含まれます。
- ※ この表でいう「政党」とは、政党の本部と、1以上の市町村や選挙区・都道府県を単位とする支部です。

政治団体は、何人も自由に設立できませんが、設立の届出をした後でなければ、寄附を受け、又は支出をすることができません。

【質的制限等】

左の表以外で、政治活動に関する寄附が禁止されているものは、次のとおりです。

- ① 国や地方公共団体から補助金等を受けている会社等の寄附
- ② 赤字会社の寄附
- ③ 外国人、外国法人等からの寄附（ただし、日本人であり発行する株式が5年以上継続して上場しているものなど、例外あり。）
- ④ 他人名義及び匿名の寄附（政党匿名寄附を除く。）

これらの規定に違反することを知りながら、寄附を受け取ることも、罰則を持って禁止されています。

また、政治家は選挙前の一定期間内は、政治家自身の後援団体であっても、資金管理団体以外には寄附をすることはできません。

◆ 政治団体収支報告書「寄附の注意点」 ◆

問い合わせの多い事項です。ご注意ください。

- 他人名義や匿名は禁止
他人名義や匿名による寄附は原則禁止です。
例外的に認められるのは、政党匿名寄附(政党が街頭・演説会・集会の会場で受ける匿名の寄附で、一件あたりの金額が千円以下)のみです。
- 党費・会費との注意点
会社・労働組合等は、党費・会費の収入であっても、すべて寄附になります。
その他の政治団体・資金管理団体では、受けることはできません。
この場合、会社とは、「株式会社・有限会社・合資会社・合名会社」であり、個人事業者が個人商店名で寄附をしても、個人からの寄附と考えられます。
なお、党費・会費は、寄附と異なり法律上金額の制限は設けられていませんが、**党則・会則・規約等で明確に規定されていることが必要**です。
- 公職の候補者への金銭寄附の禁止
公職の候補者へ支出する寄附は、金銭等(金銭及び有価証券)によるものは、選挙運動に関するものを除き、**政党以外は禁止**されています。
- 自己資金の取り扱い
いわゆる**”自己資金”とは、公職の候補者からの「個人からの寄附」**になります。
収支報告書では、(その7)「1. 個人」に○をつけて記載します。
なお、公職の候補者からの寄附であっても、個別制限(同一の団体については年間150万以内であること。)及び総枠制限(同一の団体については、年間1千万以内であること。)が適用されます。また、公職の候補者は選挙期日前の一定期間は自身の後援会(資金管理団体を除く)へ寄附をすることができません。
ただし、資金管理団体の指定をした場合は、公職の候補者自身のする寄附については、個別制限及び選挙期日前の寄附の制限は適用されません。
詳細は前ページをご覧ください。
- 寄附の内容について
政治資金規正法では、物品等の利益の供与・交付は寄附とされるので、人、事務所、自動車等の**無償提供も寄附**に当たります。
詳細は、5ページの「用語の説明」、14ページの「(その6)記載方法」及び35ページ以降の「記載要領」をご覧ください。

「選挙運動費用収支報告書」との相違について

選挙を管轄する選挙管理委員会に提出する「選挙運動費用収支報告書」と、県選挙管理委員会に提出する「政治資金収支報告書」について、両方の収支を混同して作成されるケースがあります。お間違えがないよう、ご注意ください。

【「政治団体の収支報告書」と「選挙運動費用収支報告書」の比較】

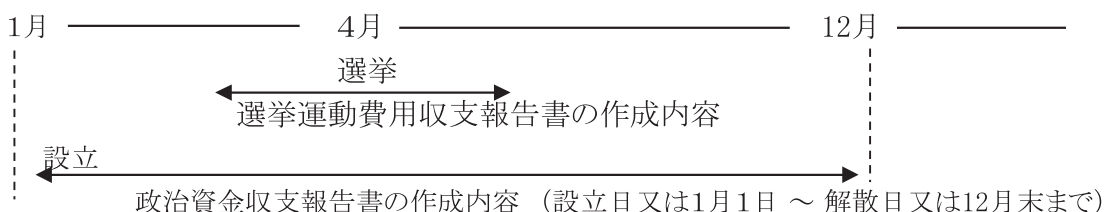
比較内容	政治資金収支報告書 (政治団体の収支報告書)	選挙運動費用収支報告書 (選挙運動の収支報告書)
提出の根拠	政治資金規正法第12条	公職選挙法第189条
提出の内容	政治団体の政治活動に関する収入・支出	候補者個人の選挙運動に関する収入・支出
提出先	高知県選挙管理委員会 *活動区域が「2以上の都道府県」の政治団体は受付後、総務省へ送付。	選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会 [例]市議・市長選挙なら市選管
受付の方法	郵送でも受付可 *ただし、郵送の際は、訂正が必要な場合の返送先を封筒等に必ず記載してください。	郵送でも受付可
訂正印	用紙(その20)会計責任者の印	出納責任者の印
提出期限	1月1日～3月31日 *31日が土日の場合は、その翌営業日。 期間内に衆議院議員総選挙・参議院議員通常選挙がかかる場合は、4月30日(土日の場合はその翌営業日)。	第1回目は選挙の期日後15日以内
会計帳簿等の保存期間	HP公表後3年間 *公表は11月30日までにを行う。	提出の日から3年間 *公表日の規定はなし
未提出の場合	2年続けて、提出期限までに提出しない場合は、設立届を出していないものとみなす。(政治資金規正法第17条第2項) *実質的に活動ができなくなる。	3年以下の禁固又は50万円以下の罰金に処する。(公職選挙法第246条)

【収支報告書作成の期間】

選挙運動期間の取り扱いについて、混同されないように特にご注意ください。

選挙運動期間は、政治団体の収入・支出についても**すべて「選挙運動費用収支報告書」に記載するものではありません。**

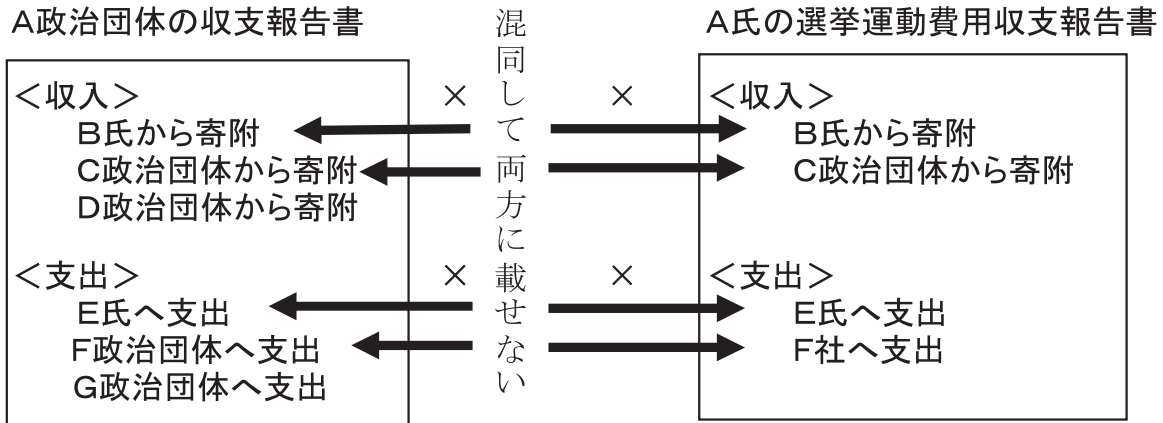
[例]



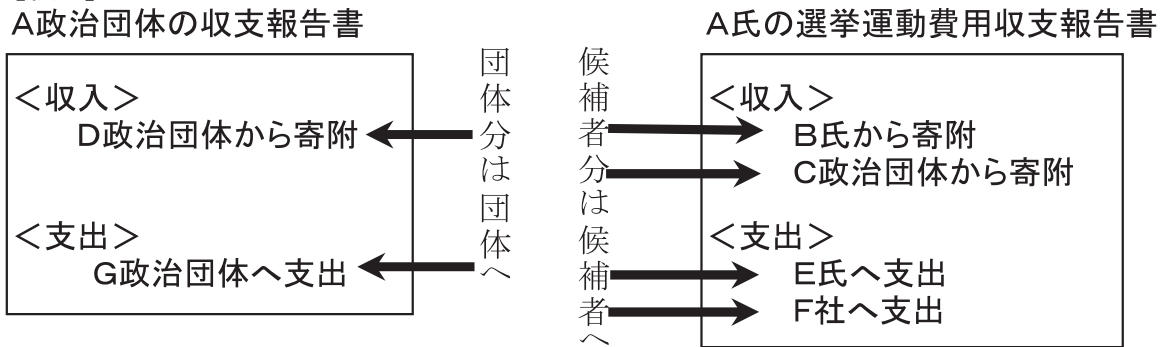
【「政治団体の収支報告書」と「選挙運動費用収支報告書」の関係】

一般的に、政治団体のその年の収入・支出について記載した「政治団体の収支報告書」に、直接、公職の候補者等の選挙運動に関して記載した「選挙運動費用収支報告書」に関する収入・支出が計上されることはありません。

[例1]



[例2]



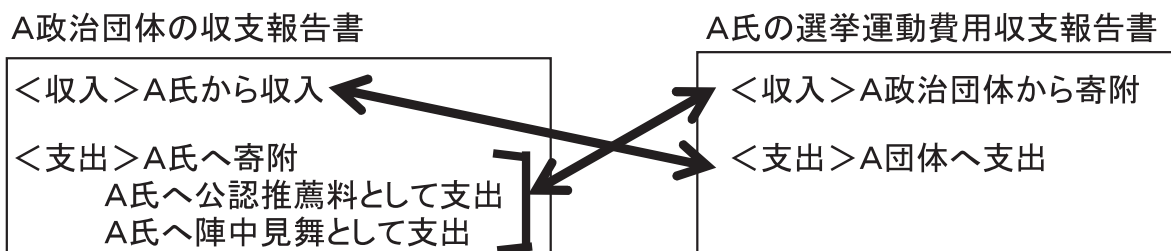
ただし、[例3]のように、政治団体がある候補者の選挙運動費用を援助したような場合、「政治団体の収支報告書」では、候補者に対する寄附として取り扱います。

その際は「政治団体の収支報告書」の支出として「選挙関係費」欄に公認推薦料、陣中見舞、その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類が計上されることとなります。

また、候補者が選挙運動費用の中で政治団体に支出した場合、「政治団体収支報告書」では収入となります。

候補者自身の収支と、政治団体の収支を混同しないようご注意ください。

[例3]



収支報告書記載要領（政治資金規正法施行規則より）

（記載要領）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この報告書は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で、その年におけるすべての収入及び支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）の総額、項目別の金額及び資産等並びに以下に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載すること。
- 3 収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の収受で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の収受以外のものをいい、支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいう。なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積つた金額を記載し、その根拠を「備考」欄に記載すること。
- 4 様式（その1）について
 - (1) 「政治団体の区分」欄及び「活動区域の区分」欄の中の「□」内には、該当するものに「レ」を記入すること。
 - (2) 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」内については、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合には「有」の「□」に「レ」を記入し、12月31日現在で資金管理団体として指定されていなかった場合には、「無」の「□」に「レ」を記入すること。さらに、「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」及び「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合にのみ記載すること。この場合において、「公職の種類」には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にあるものにあつては「衆議院議員 東京都第〇区選挙区（現職）」、その職の候補者にあつては「衆議院議員 近畿選挙区（候補者）」、候補者となろうとする者にあつては「甲県議会議員 乙郡選挙区（候補者となろうとする者）」の例により記載すること。なお、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定（法第19条の9の規定をいう。以下同じ。）の適用の有無にかかわらず、記載すること。
 - (3) 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。この場合において、当該年中に資金管理団体として指定され、その後、12月31日までに資金管理団体として指定されていたときには、資金管理団体として指定された日から12月31日まで、1月1日現在で資金管理団体として指定されており、その後当該年中に資金管理団体の指定を取り消されたときには、1月1日から資金管理団体の指定を取り消された日まで、というように記載すること。また、1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。なお、当該年中における国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、記載すること。
 - (4) 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「レ」を記入した上で、12月31日現在で法第19条の7第1項第1号に係る

国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「レ」を記入し、12月31日現在で同項第2号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「レ」を記入すること。さらに「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「公職の候補者の氏名」及び「公職の種類」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。この場合において、同項第1号に係る国会議員関係政治団体であるときは「公職の候補者の氏名」にその代表者である公職の候補者の氏名を、「公職の種類」にその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載し、同項第2号に係る国会議員関係政治団体であるときは「公職の候補者の氏名」に同号の公職の候補者の氏名を、「公職の種類」に当該公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者になろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。なお、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、記載すること。

- (5) 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12月31日現在での適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に、その期間を記載すること。この場合において、当該年中に国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されることとなり、その後、12月31日まで国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたときには、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されることとなつた日から12月31日まで、1月1日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されており、その後、当該年中に国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなくなつたときには、1月1日から国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなくなつた日まで、というように記載すること。また、1月1日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載を要しないこと。なお、当該年中における資金管理団体の指定の有無にかかわらず、記載すること。

5 様式（その2）について

- (1) 個人が負担する党費又は会費については、その金額及びこれを納入した者の数を記載すること。
- (2) 寄附（法人その他の団体が負担する党費又は会費を含み、政党匿名寄附（寄附のうち、法第22の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で一件当たりの金額が千円以下のものをいう。（3）及び12において同じ。）を除く。12を除き、以下同じ。）については、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ項目ごとに総額を記載するものとし、寄附のうち寄附のあつせんに係るものについては、その総額を記載すること。なお、個人からの寄附のうち、特定寄附（法第19条の4に規定する寄附をいう。以下同じ。）については、個人からの寄附の内書としてその総額を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」には含めないこと。
- (3) 政党匿名寄附については、その総額を記載すること。

6 様式（その3）について

- (1) 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類及び当該事業の種類ごとの年間の収入金額を記載すること。
- (2) 「事業の種類」欄には、機関紙誌の発行及び政治資金パーティー開催事業にあつては、事業の種類を「甲機関紙」、「乙機関雑誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあつては、「その他の催物事業」というように記載すること。
- (3) 政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあつては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

7 様式（その4）について

借入金については、借入先及び当該借入先ごとの金額を記載するものとし、その記載の方法は、例えば、「甲銀行（乙支店）」というように具体的に借入先を記載すること。

8 様式（その5）について

当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載すること。

9 様式（その6）について

- (1) その他の収入（個人が負担する党費又は会費、寄附、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金及び本部又は支部から供与された交付金に係る収入以外の収入をいう。）については、一件当りの金額（数回にわたつてされたときは、その合計金額）が10万円以上のものについて、その基因となつた事実並びにその金額及び年月日を記載すること。なお、一件当りの金額が10万円未満のものにあつては、一括してその合計金額を記載すること。
- (2) 「摘要」欄には、収入の基因となつた事実を「甲銀行預金利子」というように具体的に記載すること。

10 様式（その7）について

- (1) 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。（4）において同じ。）であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
- (2) 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
- (3) 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特**甲野太郎」というように記載すること。また、遺贈によつてする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
- (4) 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
- (5) 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記(1)により、その明細を記載したものの以外のものの合計金額を記載すること。

11 様式（その8）について

同一の者によつて寄附のあつせんとされた寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについては、その寄附のあつせんとした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあつせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は10に準じて記載すること。なお、年間5万円以下のあつせんに係る寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないこと。

12 様式（その9）について

政党匿名寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載するものとし、場所の記載については、「東京都千代田区〇〇町1丁目〇〇駅前街頭」、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載すること。

13 様式（その10）について

(1) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティー（政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が千万円以上であるものをいう。以下同じ。）又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合には、これらのパーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の数を記載すること。

(2) 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において收受されたものがある場合においては、これらのパーティーに係る「備考」欄に前年以前において收受されたものに係る収入の金額及び対価の支払をした者の数を記載すること。

(3) 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあつては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

14 様式（その11）について

(1) 一の政治資金パーティーの対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。(1)及び15において同じ。）のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が20万円を超えるものについては、政治資金パーティーごとに、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該支払われた対価の金額及び年月日を当該欄に記載するものとし、記載の要領は、政治資金パーティーごとに別葉とし、「政治資金パーティーの名称」欄には当該政治資金パーティーの名称を記載すること。当該政治資金パーティーについて、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において收受された収入のうち当該対価の支払をした者が支払をしたものがある場合においては、当該対価の支払をした者に係る「備考」欄に前年以前において收受されたものに係る当該支払われた対価の金額及び年月日を記載すること。なお、一の政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

(2) 対価の支払は、「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「対価の支払者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。

15 様式（その12）について

一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者によつて対価の支払のあつせんと

されたもので、その金額の合計額が20万円を超えるものについては、対価の支払のあつせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあつせんに係る金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は14に準じて記載すること。なお、一の政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払のあつせんについても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

16 様式（その13）について

すべての支出は、次の分類基準により、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類した上で、これらの項目ごとに年間の支出金額を記載すること。この場合、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、これらの項目ごとにその額を「備考」欄に併せて記載すること。

(1) 経常経費

- ア 人件費 政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。
- イ 光熱水費 電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。
- ウ 備品・消耗品費 机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。
- エ 事務所費 事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

(2) 政治活動費

- ア 組織活動費 当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類をいう。
- イ 選挙関係費 選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいう。
- ウ 機関紙誌の発行その他の事業費
 - (ア) 機関紙誌 機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいう。
 - (イ) 宣伝事業 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。
 - (ウ) 政治資金パーティー 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類をいう。
 - 一開催事業費
 - (エ) その他の事業費 上記の(ア)、(イ)及び(ウ)以外の諸事業に要する経費をいう。
- エ 調査研究費 政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料

費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。

オ 寄附・交付 政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類をいう。

カ その他の経費 その他上記以外の政治活動に要する経費をいう。

17 様式（その14）について

- (1) 人件費以外の経常経費については、資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。以下同じ。）に行つた支出又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出のうち、一件当りの金額（数回にわたつてされたときは、その合計金額）が、資金管理団体として指定されていた期間に行つた支出にあつては5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円を超える支出についてその支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。したがって、1月1日から12月31日までの間の一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には、それぞれ資金管理団体として指定されていなかった期間又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出については記載を要しないこと。
- (2) 人件費以外の経常経費は、16の(1)イからエまでの基準により分類し、「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別葉とすること。
- (3) 「支出の目的」欄には、光熱水費にあつては、例えば、「電気の使用料」、「ガスの使用料」、「水道の使用料」、備品・消耗品費にあつては、例えば、「机の購入費」、「事務所用自動車の購入費」、「事務所用用紙の購入費」、「新聞購読料」、「ガソリン代」、事務所費にあつては、例えば、「事務所の借料損料」、「公租公課」、「火災保険料」、「電話使用料」、「切手購入費」、「修繕料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- (4) 「その他の支出」欄には、一件当りの金額が、資金管理団体として指定されていた期間に行つた支出にあつては5万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円以下の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

18 様式（その15）について

- (1) 政治活動費については、一件当りの金額（数回にわたつてされたときは、その合計金額）が国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。
- (2) 政治活動費は、16の(2)のアからカまでの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあつては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」、選挙関係費にあつては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行业務費にあつては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあつては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・

ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあつては、例えば、「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあつては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあつては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。

(3) 記載の要領については、次のとおりとすること。

ア 「項目別区分」欄には、「組織活動費（大会費）」というように小分類した費目まで記載すること。

イ 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

ウ 「その他の支出」欄には、一件当りの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

19 様式（その16）について

当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、16に掲げる分類基準による支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

20 様式（その17）について

12月31日において有する資産等（土地、建物、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権、取得の価額が100万円を超える動産、預金（普通預金及び当座預金を除く。21において同じ。）又は貯金（普通預金を除く。21において同じ。）、金銭信託、有価証券、出資による権利、貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金、支払われた金額が100万円を超える敷金、取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利及び借入先ごとの残高が100万円を超える借入金をいう。21において同じ。）については、これらの項目ごとの有無について「□」内に「レ」を記入すること。

21 様式（その18）について

(1) 12月31日において有する資産等の内訳については、次の例により項目別に分類したうえで記載し、それぞれ別葉とすること。なお、「項目別区分」欄には、これらの区分を記載すること。

ア 土地 土地については、所在、面積、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在を「摘要」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、面積を「備考」欄に「100㎡」というように記載すること。

イ 建物 建物については、所在、床面積、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在を「摘要」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、床面積を「備考」欄に「100㎡」というように記載すること。

ウ 建物の所有 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権については、当該権利に係る土地の所在、面積、権利の取得の価額及び取得年月日を記載するものとする。記載の要領は、所在及び地上権又は賃借権の別を「摘要」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号（地上権）」というように記載し、面積を

- 借権 「備考」欄に「100㎡」というように記載すること。
- エ 動 産 取得の価額が100万円を超える動産については、品目、数量、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、品目を「摘要」欄に「自動車」、「絵画」、「応接セット」というように記載し、数量を「備考」欄に記載すること。
- オ 預金又は貯金 預金又は貯金については、残高を記載するものとし、「摘要」欄には、「残高」と記載すること。
- カ 金 銭 信 託 金銭信託については、信託している金銭の額及び信託の設定年月日を記載するものとし、「摘要」欄には、「金銭信託」と記載すること。
- キ 有 価 証 券 金融商品取引法第2条第1項及び第2項に規定する有価証券（金銭信託の受益証券及び受益権を除く。）については、種類、銘柄、数量、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、種類を「摘要」欄に「国債」、「株式」、「社債」というように記載し、銘柄及び数量を「備考」欄に「何年何月発行10年国債（額面100万円）」、「甲株式会社発行株式（1,000株）」というように記載すること。
- ク 出資による権利 出資による権利については、出資先、出資先ごとの金額及び出資年月日を記載するものとし、記載の要領は、出資先を「摘要」欄に「甲合名会社」、「乙合資会社」というように記載すること。
- ケ 貸 付 金 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金については、貸付先及び貸付先ごとの残高を記載するものとし、記載の要領は、貸付先を「摘要」欄に「甲野太郎」、「乙政治団体」というように記載すること。
- コ 敷 金 支払われた金額が100万円を超える敷金については、支払先、敷金の額及び支払年月日を記載するものとし、記載の要領は、支払先を「摘要」欄に「甲野太郎」、「乙株式会社」というように記載すること。
- サ 施設の利用に関する権利 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利については、種類、対象となる施設の名称、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、種類を「摘要」欄に「ゴルフ場会員権」、「スポーツクラブ会員権」というように記載し、施設の名称を「備考」欄に「甲カントリークラブ」、「乙会員制スポーツクラブ」というように記載すること。
- シ 借 入 金 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金については、借入先及び借入先ごとの残高を記載するものとし、記載の要領は、借入先を「摘要」欄に「甲銀行（乙支店）」というように記載すること。

- (2) (1)アからエまで、キ及びサの資産で政治団体が政治団体となつた日（法第3条第1項各号又は法第5条第1項各号の団体となつた日（同項第2号の団体にあつては、法第6条の2第2項前段の規定による届出がされた日）をいう。以下同じ。）前に取得したものについて、その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、取得時における時価に見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記するものとし、取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、当該政治団体が政治団体となつた年月日及び当該年月日における時価に見積った金額を記載し、その年月日が政治団体となつた年月日である旨及びその金額が見積額である旨を付記すること。また、取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となつた年月日を「備考」欄に記載すること。

- (3) (1)ク及びコの資産で政治団体が政治団体となつた日前の取得に係るものについて、その取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となつた年月日を「備考」欄に記載すること。
- (4) (1)アからエまで、キ及びサの資産で政治団体が政治団体となつた日から令和5年12月31日までに取得したものについて、その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、取得時における時価に見積つた金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記するものとし、取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、令和6年1月1日における時価に見積つた金額を記載し、その金額が令和6年1月1日における時価見積額である旨を付記すること。また、取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となつた年月日を「備考」欄に記載すること。
- (5) (1)ク及びコの資産で政治団体が政治団体となつた日から令和5年12月31日までの取得に係るものについて、その取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となつた年月日を「備考」欄に記載すること。

22 様式（その19）について

- (1) 12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合には、同日において有する資産等のうち不動産（20の(1)のアからウまでの資産をいう。以下同じ。）の利用の現況について、次の例により項目別に分類した上で記載し、それぞれ別葉とすること。なお、「項目別区分」欄には、これらの区分を記載すること。

ア 土 地 土地については、所在、事務所の用に供している場合にあつてはその旨、事務所以外の用に供している場合にあつてはその用途並びに当該土地を現に使用している者ごとの用途、使用している面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。この場合において、「摘要」欄には、所在を「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあつてはその旨を「事務所（事務所用の駐車場を含む）」というように、事務所以外の用に供している場合にあつてはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「事務所用以外の駐車場」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用面積を「100㎡」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円/月」というように記載すること。

イ 建 物 建物については、所在、事務所の用に供している場合にあつてはその旨、事務所以外の用に供している場合にあつてはその用途並びに当該建物を現に使用している者ごとの用途、使用している床面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。この場

合において、「摘要」欄には、所在を「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあつてはその旨を「事務所」というように、事務所以外の用に供している場合にあつてはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「倉庫」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの使用面積を「100㎡」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円/月」というように記載すること。

ウ 建物の所有 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権については、当該権利に係る土地の所在、事務所の用に供している場合にあつてはその旨、事務所以外の用に供している場合にあつてはその用途並びに当該土地を現に使用している者ごとの用途、使用している面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。この場合において、「摘要」欄には、所在を「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあつてはその旨を「事務所(事務所用の駐車場を含む。）」というように、事務所以外の用に供している場合にあつてはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「事務所用以外の駐車場」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用面積を「100㎡」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円/月」というように記載すること。

- (2) 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、同一の不動産に関し当該不動産を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係が同一の関係にある者が複数いるときにあつては、一人ずつ行を分けて記載するものとし、その際、「使用者ごとの使用面積」欄については、各使用者の専有面積で按分するなどして、適宜記載すること。
- (3) 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、事務所の用に供している不動産の場合には記載を要しないこと。

(4) 12月31日現在で資金管理団体として指定されていない場合又は同日において不動産を有していない場合には、この様式は記載を要しないこと。

23 法第18条の2第1項の規定による政治団体について

(1) 政治団体のうち法第18条の2第1項の規定による政治団体（以下「特定パーティー開催団体」という。）にあつては、報告書を提出する日現在で、当該特定パーティー開催団体の開催した政治資金パーティーに係る全ての収入（予定される収入を含む。）及び支出（予定される支出を含む。）の総額、項目別の金額及び上記に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載するものとし、予定される収入又は支出を記載する場合には、当該収入又は支出が、予定される収入又は支出である旨を「備考」欄に記載すること。

(2) 様式（その1）については次のように記載すること。

ア 「活動区域の区分」欄の中の「□」については、政治資金パーティーを開催する場所について、該当するものに「✓」を記入すること。

イ 特定パーティー開催団体が開催した政治資金パーティーの開催年月日を「令和 年 月 日開催分」の箇所に記載すること。

24 この報告書を提出する際には、政党又は政治資金団体にあつては監査意見書及び領収書等の写し、国会議員関係政治団体（当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたものを含む。）にあつては政治資金監査報告書及び領収書等の写し、その他の政治団体にあつては領収書等の写しを提出すること。なお、第9条第2項第1号に掲げる場合にあつては、振込明細書の写しを当該振込明細書に係る支出目的書と併せて提出すること。

「寄附金（税額）控除のための書類」について

1 個人の政治献金に対する所得税の優遇措置の適用を受ける**適格団体**は、収支報告書（その7）「寄附の内訳」記載の個人の寄附の内訳一件ごとに、別添様式『寄附金（税額）控除のための書類』を添付することが必要です。

ただし、同一人から数回に分けて寄附を受けた場合には、「寄附金」の欄には合計額を記載し、その内訳を下段の「内訳」欄に記載してください。

この場合には、上段の「寄附年月日」欄への記載は不要です。

その他、次のページの記載例を参照願います。

■適格団体 とは

① 政党・政治資金団体

（政党の支部では、活動区域が1市町村以上又は1選挙区以上であること）

② 国会議員が主宰又は主要な構成員である政治団体

（国会議員氏名届を提出している団体）

③ 知事、県議会議員の候補者等に係る後援団体

（被推薦書を提出している団体）

④ 国会議員の候補者等に係る後援団体

（国会議員関係政治団体に該当する旨の通知を提出している団体）

◎ただし、現職でない者に係る後援団体にあつては、選挙に立候補した日の属する年とその前年の2年間に受けた寄附が対象となります。

2 県選挙管理委員会が、収支報告書の内容と照合・審査のうえ、確認印を押印して、後日交付します。（**即日交付不可**）

また、活動区域が2以上の都道府県である団体は、総務省で確認するため、さらに日数がかかります。

※郵便等による受付・確認印押印後の書類の送付は可能ですが、郵便事故等の責任は負えませんので、ご了承ください。

3 『寄附金（税額）控除のための書類』は、別添様式をご利用ください。

《記載例》

寄附金(税額)控除のための書類

確認欄

選管で押印します

※ 内容の確認等の事務処理が必要ですので、即日交付はできません。

この寄附金は、政治資金規正法第12条もしくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

収支報告書に記載のとおり、正しく記入する

(寄附をした者)

氏名	山河 春彦										
住所	高岡郡四万十町甲乙5-5										
寄附金の額					百万	十万	万	千	百	十	円
					¥	3	8	0	0	0	0
寄附年月日	令和 年 月 日										

年間通じて1回の寄附の場合はこの欄に日付を記入する

(寄附を受けた団体)

名称	高知会	
所在地	高知市丸ノ内一丁目2-20 正庁ビル3F	
団体の区分 ※いずれか該当するものの番号を○で表示	政党又は政治資金団体 ※租税特別措置法第41条の18第1項第1号又は第2号	左記以外の特定の団体 ※租税特別措置法第41条の18第1項第3号又は4号
	1 ← どちらかに○を付ける →	2
租税特別措置法第41条の18第1項第3号該当の場合	その団体の主催者又は主要な構成員である国会議員の氏名	
租税特別措置法第41条の18第1項第4号該当の場合 ※同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません。	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名 (2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	高知 次郎 _____ 令和 年 月 日

団体の区分が「2」に該当する場合に記入

現職でない場合に記入

(寄附を受けた個人)

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	_____ 令和 年 月 日
住所		

(寄附の内訳)

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
R5・9・12	150,000円	・	円	・	円
R5・11・15	230,000円	・	円	・	円
・					円
・					円
・	円	・	円	・	円

1年の間に複数回の寄附が行われた場合、漏れのないように全て記入する

寄附金(税額)控除のための書類

確認欄

この寄附金は、政治資金規正法第12条もしくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏名											
住所											
寄附金の額					百万	十万	万	千	百	十	円
寄附年月日	令和 年 月 日										

(寄附を受けた団体)

名称		
所在地		
団体の区分 ※いずれか該当するものの番号を○で表示	政党又は政治資金団体 ※租税特別措置法第41条の18第1項 第1号又は第2号 ----- 1	左記以外の特定の団体 ※租税特別措置法第41条の18第1項 第3号又は4号 ----- 2
租税特別措置法第41条の18第1項第3号該当の場合	その団体の主催者又は主要な構成員である国会議員の氏名	
租税特別措置法第41条の18第1項第4号該当の場合 ※同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません。	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名 (2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	_____ 選挙日 令和 年 月 日

(寄附を受けた個人)

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	_____ 選挙日 令和 年 月 日
住所		

(寄附の内訳)

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
. .	円	. .	円	. .	円
. .	円	. .	円	. .	円
. .	円	. .	円	. .	円
. .	円	. .	円	. .	円
. .	円	. .	円	. .	円



<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/270101/2022101100067.html>

高知県選挙管理委員会 令和5年分収支報告書
ホームページ

政治資金収支報告書の作成について

(令和5年12月)

編集発行 高知県選挙管理委員会

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
(総務部市町村振興課内)

TEL 088-823-9314

FAX 088-823-9507